資料２

「保留地処分の媒介に関する協定」の概要

【概要】

「(一社) 宮崎県宅地建物取引業協会」及び「(公社) 全日本不動産協会宮崎県本部」と協定を締結し、会員企業による保留地の媒介を依頼することにより、一般公開抽選で処分できなかった保留地の販売促進を図る。

【スキーム（簡略版）】

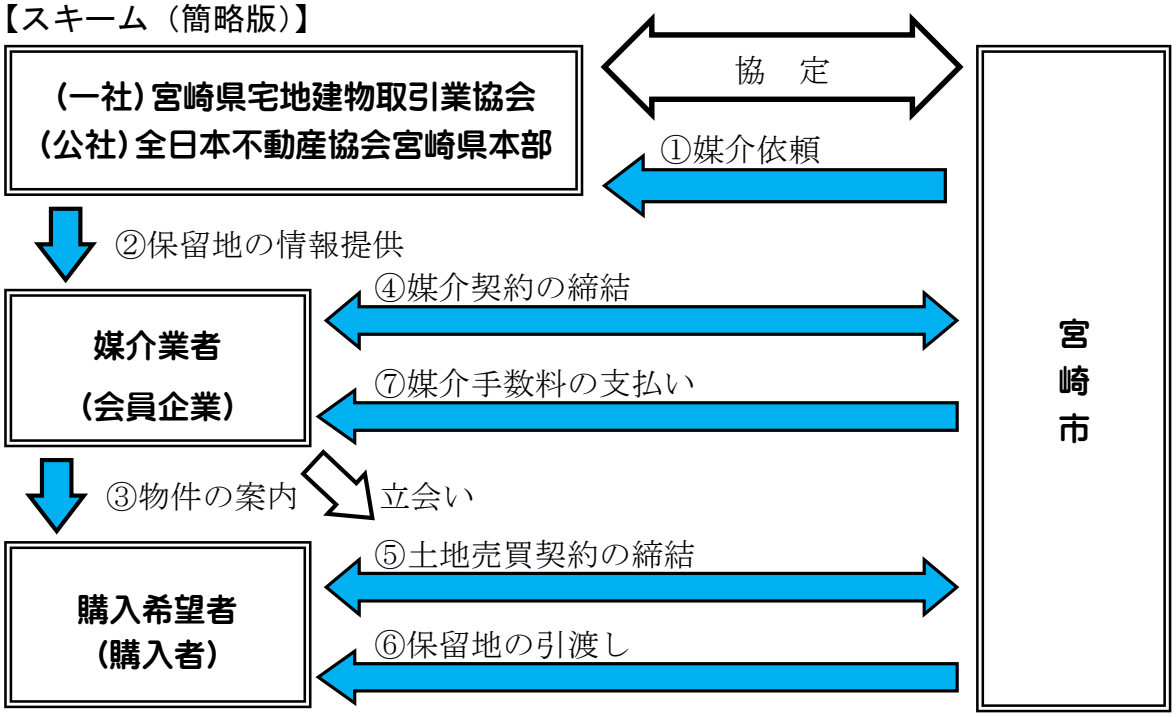

【媒介手数料の額】

購入者が負担する媒介手数料を<u>無料</u>とし、市が媒介業者に媒介手数料を支払う。

媒介手数料の額は、保留地の処分価格を区分し、それぞれに手数料額の割合を乗じて得た額の合計。

保留地の処分価格	手数料額の割合
（A） １千万円以下の部分	1,000 分の 30
（B） １千万円を超え５千万円以下の部分	1,000 分の 25
（C） ５千万円を超える部分	1,000 分の 20

《例》処分価格が 1,100 万円の場合

（A）300,000 円＋（B）25,000 円＝<u>媒介手数料 325,000 円</u>

【メリット及び効果】

媒介業者･･･媒介すると、市から<u>媒介手数料</u>を受け取ることができる。

購 入 者･･･媒介業者から、<u>無料</u>で物件の案内を受けることができる。

市　　･･･事業費の確保、草刈など維持管理費の削減、固定資産税の税収増など。

【問い合わせ先】
都市整備部　区画整理課（管理係）
TEL:21-1893　内線:2573